# 大牟田市

# ネーミングライツパートナー

# 公募要項

# 大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ)大牟田文化会館

# 大牟田市動物園

# 大牟田市石炭産業科学館

令和7年9月22日

**大牟田市**

**[　目　次　]**

|  |  |
| --- | --- |
| １.公募の趣旨 | １ |
| ２.公募主体 | １ |
| ３.応募できる者 | １ |
| ４.ネーミングライツ対象施設と利用状況 | １ |
| 　　(１)対象施設 | １ |
| 　　(２)令和６年度利用状況、主な施設概要 | ２ |
| ５.ネーミングライツの範囲や条件 | ２ |
| 　　(１)範囲 | ２ |
| 　　(２)条件 | ３ |
| ６.愛称付与に伴う費用の負担 | ４ |
| ７.愛称付与に伴うその他の事項 | ４ |
| ８.パートナーメリット | ５ |
| ９.契約条件など | ６ |
| 　　(１)主な契約条件 | ６ |
| 　　(２)その他の契約条件 | ６ |
| 10.申込方法 | ６ |
| 11.申込受付期間 | ７ |
| 12.現地説明会及び質問受付 | ７ |
| 　(１)現地説明会 | ７ |
| 　(２)質問受付 | ８ |
| 13.選考方法 | ８ |
| 　(１)パートナーの決定 | ８ |
| 　(２)選考基準(評価項目と配点) | ８ |
| 14.選考結果の通知 | ９ |
| 15.愛称の使用開始までの流れ | ９ |
| 16.パートナーの公表及び愛称の周知 | ９ |
| 17.申込み･問合せ先 | ９ |
|  |  |
| 別紙 | 10 |
|  |  |

ネーミングライツパートナー公募要項

# 1.公募の趣旨

　大牟田市における施設の魅力向上及び地域の活性化に資することを目的として、「大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ)」、｢大牟田文化会館｣、「大牟田市動物園」及び「大牟田市石炭産業科学館」のネーミングライツについて、ネーミングライツパートナー(以後、「パートナー」という。)の公募を行います。

**２.****公募主体**

　大牟田市

**３.応募できる者**

# 　民間企業、ＮＰＯ法人等の法人、個人事業主、各種団体等とし、単独又はグループ(複数の企業等の共同体)とし、自らパートナーとなることを希望する法人等が契約することができます。なお、契約者の所在地については大牟田市内外を問いません。

# 　ただし、次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

#

# 　①地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者。

# 　②会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。

# 　③暴力団又は暴力団に関係すると認められる者。

# 　④事業内容に関し、法令に基づく免許、許可又は登録等を受けていない者。

# 　⑤政治団体･宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体。

# 　⑥大牟田市広告掲載要綱及び大牟田市広告掲載基準の規定に違反する法人等。

# 　⑦申込時点で、公序良俗に反する事業を行う団体等、国･地方公共団体において一般競争入札の参加資格制限を受けている法人及び国税、地方税を滞納している法人。

# 　⑧大牟田市広告掲載基準第５条に定める規制業種･事業者。

# ⑨その他、市長が適当でないと認める者。

# ４.ネーミングライツ対象施設と利用状況

**(１)対象施設**

# 　以下の４つの施設を対象施設とし、それぞれの施設について募集を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ａ | 施　　設　　名 | 大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ) |
| 所　　在　　地 | 大牟田市宝坂町２丁目92番地 |
| ホームページ | https://sports.omuta.fukuoka.jp/omuta-arena/ |
| 施設運営者(指定管理者) | 特定非営利活動法人 大牟田市体育協会 |
| Ｂ | 施　　設　　名 | 大牟田文化会館 |
| 所　　在　　地 | 大牟田市不知火町2丁目10番地2 |
| ホームページ | https://omuta-bunka-kaikan.or.jp/ |
| 施設運営者(指定管理者) | 公益財団法人大牟田市文化振興財団 |
| Ｃ | 施　　設　　名 | 大牟田市動物園 |
| 所　　在　　地 | 大牟田市昭和町163番地 |
| ホームページ | https://omutacityzoo.org/ |
| 施設運営者(指定管理者) | 西日本メンテナンス株式会社 |
| Ｄ | 施　　設　　名 | 大牟田市石炭産業科学館 |
| 所　　在　　地 | 大牟田市岬町６番地２３ |
| ホームページ | http://www.sekitan-omuta.jp（9月末まで閲覧可能）10月以降は市HPを確認してください。https://www.city.omuta.lg.jp/kiji00320785/index.html |
| 施設運営者 | 大牟田市産業経済部観光おもてなし課 |

**（２)令和６年度利用状況、主な施設概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 施　設　名 | 項　　　目 | 実　　　　　績 |
| Ａ | 大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ) | 年間開館日数 | ３３５日 |
| 年間延べ利用者数 | １９０，１２９人 |
| 主な施設概要 | メインアリーナ（バレーボール3面）、多目的ホール（バレーボール2面）、剣道場（2面）、柔道場（2面）、卓球室、トレーニング室、会議室（1～9）、相談室、キッズルーム |
| Ｂ | 大牟田文化会館 | 年間開館日数 | ３０４日 |
| 年間延べ利用者数 | １６５，５０９人 |
| 主な施設概要 | 大ホール(1,512席)、小ホール(500席)、展示室、会議室、研修室等有明圏域唯一のデジタル式プラネタリウムを設置 |
| Ｃ | 大牟田市動物園 | 年間開園日数 | ３３９日 |
| 年間延べ来場者数 | １３９，０１１人 |
| 主な施設概要 | 飼育頭数　37種152頭（R7.7末）福岡県南唯一の動物園として多くの方々に親しまれる施設。「動物福祉を伝える動物園」として、動物福祉の先駆的な取組みや工夫がメディアにも取り上げられ、全国的にも高い評価を受けている。 |
| Ｄ | 大牟田市石炭産業科学館 | 年間開館日数 | ３０９日 |
| 年間延べ利用者数 | ２２，８６９人 |
| 主な施設概要 | 石炭産業に係る資料の収集、展示、公開等を行い、歴史的な出来事等も含め、後世に語り継ぐ施設。平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」のガイダンス施設の役割も担う。 |

# ５.ネーミングライツの範囲や条件

# (１)範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施　設　名 | 範　　　　　囲 |
| Ａ | 大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ) | 大牟田市総合体育館の施設愛称 |
| Ｂ | 大牟田文化会館 | 大牟田文化会館の施設愛称任意により大ホール・小ホール・プラネタリウムについても愛称を付けることが可能です。 |
| Ｃ | 大牟田市動物園 | 大牟田市動物園の施設愛称 |
| Ｄ | 大牟田市石炭産業科学館 | 大牟田市石炭産業科学館の施設愛称 |

#

# (２)条件

# 　■共通項目■

# 　➀対象施設の愛称として、パートナーの企業名または商品（ブランド）名およびそれらに関連するもの等を付けることが可能です。

# 　②条例上の名称は変更しませんが、市は対外的に｢愛称｣を使用します。

# 　③愛称には平仮名、カタカナ、漢字、アルファベット、数字を使用することができます。またロゴマークを作成･使用することも可能とします。

# 　④利用者等の混乱を避けるため、原則として契約期間中の愛称の変更はできません。

# 　■個別項目■

# 　各施設において条件が異なっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施　設　名 | 条　　　　　件 |
| Ａ | 大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ) | ①開館に合わせ、愛称を市民公募で「おおむたアリーナ」としている経緯があります。愛称は、市民に定着していることから、この愛称を含んだ新たな愛称にする必要があります。(例:〇〇〇〇おおむたアリーナなど)②「おおむたアリーナ」の愛称を分割することはできません。(例:おおむた〇〇〇アリーナなど) |
| Ｂ | 大牟田文化会館 | ①市民に名称が定着していることから、この名称を含んだ愛称にする必要があります。(例:〇〇〇大牟田文化会館など)②大牟田文化会館の名称を分割することはできません。(例:大牟田〇〇〇文化会館など)③公式キャラクターである｢おむタン｣の変更や名称変更はできません。但しパートナー企業の公式キャラクターと｢おむタン｣の同時掲載や同時活用は可能です。④ホール(大ホール及び小ホール)は市民に名称が定着していることから、この名称を含んだ愛称にする必要があります。(例:〇〇〇大ホールなど)なお、｢〇〇〇ホール(大ホール)｣のように(　)書きの追記による愛称変更も可能とします。⑤プラネタリウムは市民に名称が定着していることから、この名称を含んだ愛称にする必要があります。(例:〇〇〇プラネタリウム　　プラネタリウム〇〇〇など)⑥大牟田文化会館は、施設愛称の応募が必須です。｢施設｣に加えて｢大ホール｣、｢小ホール｣、｢プラネタリウム｣のいずれか、または全部の愛称に応募することが可能です。施設愛称以外に追加する愛称は、いくつ選択されても構いません。 |
| Ｃ | 大牟田市動物園 | 　長年市民から愛されてきた大牟田市動物園としての特徴が分かる愛称にしてください。動物園のイメージと大きくかけ離れた愛称は避け、市民から親しまれる愛称としてください。 |
| Ｄ | 大牟田市石炭産業科学館 | ➀大牟田市石炭産業科学館の特徴や役割などが分かるような愛称にしてください。 ②公式キャラクターである「クロベエくん」の変更や名称変更はできません。但しパートナー企業の公式キャラクターと｢クロベエくん｣の同時掲載や同時活用等は可能です。 |

# ６.愛称付与に伴う費用の負担

　パートナーは、ネーミングライツ料とは別に、愛称の表示等に伴う費用を市と分担して負担することとします。その場合における費用の負担は、原則、次の表のとおりとします。

　なお、これら以外の費用負担については、市(各施設の指定管理者も含む)とパートナーで協議することとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **区　　　　　分** | **市****(指定管理者)** | **パートナー** |
| 敷地内外の看板などの表示変更や新規設置(※1) |  | 〇 |
| 契約期間終了後の原状回復 |  | 〇 |
| 契約締結後に市(指定管理者)が発注･作成するパンフレット、チラシ等の印刷物の表示変更にかかる費用(※２) | 〇 | 〇 |
| 契約締結後に市(指定管理者)のホームページやSNSの表示変更にかかる費用(※３) | 〇 | 〇 |
| 契約締結後にパートナーの裁量で発注･作成する対象施設に関するパンフレット、チラシ等の印刷物 |  | 〇 |
| ※１　敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。また、大牟田市屋外広告物条例に基づく届出やそれに伴う費用負担もパートナーの負担とします。敷地外における表示は、施設名称のみとしロゴマーク等の表示はできません。※２　発注･作成の前に市及び指定管理者と協議することとします。なお、原則として印刷物がなくなり次第の対応となりますが、なくなる前に印刷発注する場合には、原則としてパートナーが負担します。※３　更新の前に市及び指定管理者と協議することとします。なお、更新の際に費用が発生する場合には、原則としてパートナーが負担します。 |

# ７.愛称付与に伴うその他の事項

# 　➀パートナーとして、施設の魅力向上や地域貢献に資する提案をお願いします。[加算項目となります。Ｐ８の(２)選考基準(評価項目と配点)をご参照ください。]なお、実施の際に係る費用は、パートナーの負担となります。

# 　　(例)※対象施設において１年に２回以上、施設利用者及び市民に向けての地域活性のためのイベントを企画･実施。

# 　　　　※対象施設の利用者･来館者・入園者に対してパートナー製造の商品(試供品含む)を提供など

　②ネーミングライツの付与は、施設の所有権、管理権などには影響を与えません。また、ネーミングライツを、第三者に譲渡または貸与することはできません。

　③愛称は、対象施設の設置目的に反せず、施設の機能や利用用途などにふさわしく、市民に分かりやすく親しまれるものとしてください。

　④愛称は、商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査した上で提案してください。権利侵害で争いとなった場合は、パートナーで全て負担、対応するものとし、市は一切の責めを負いません。

　⑤次に掲げる事項のいずれにも該当しないものとします。

　　ア.法令等に違反するものまたはそのおそれのあるもの

　　イ.公の秩序若しくは善良の風俗及び慣習に反するものまたはそのおそれのあるもの

　　ウ.政治活動、宗教活動、社会問題、意見広告及び個人的宣伝に関するもの

　　エ.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第２条各号に掲げる営業を営む企業名等

　　オ.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第２号から第５号までに規定する暴力団等の利益につながるもの

　　カ.ネーミングライツの付与の対象となる対象施設の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの、愛称として適当でないと市長が認めるもの

# ８.パートナーメリット

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | パートナーメリット | 内　　　　　容 | 備　　　　　考 |
| １ | 対象施設等への愛称表示 | 外壁、屋外に設置をしている入場口の壁面やホール等に愛称を表示することができます。 | 表示場所、表示方法等は協議により決定します |
| ２ | 市の各種広報印刷物･ホームページ･SNS等への愛称表示 | 市の広報印刷物やホームページ･SNS等の広報ツールにおいて、愛称付与のお知らせや、愛称を表示します。 | ※市が発行しているパンフレットで、残部が無くなり次第対応します。※指定管理者が発行しているパンフレットは、残部がなくなり次第対応します。※施設のHP等は指定管理者が作成しており、更新の際に変更します。但し更新の際に費用が発生する場合には、パートナーの負担とします。 |
| ３ | 利用団体の各種広報印刷物･ホームページ･SNS等への愛称表示 | 施設の利用団体の広報印刷物(ポスター･チラシ･チケット等)やホームページ･SNS等の広報ツールにおいて愛称が表示されます。 | 利用団体申し込みの際に施設管理者(指定管理者)より利用団体に対して愛称使用の依頼を行います。 |
| ４ | マスコミ･市民等への愛称周知 | 市が関係機関に愛称の使用･周知を働きかけます。また利用団体においても愛称の使用･周知が想定されます。 |  |
| ５ | パートナーが新たに発行するパンフレット等の印刷物 | 愛称を使用したパンフレット等の作成が可能になります。 | 費用はパートナーの負担とします。 |
| ６ | 施設管理者スタッフによる愛称使用 | 電話応対において愛称を使用します。施設スタッフのユニフォームにおける愛称やロゴマークを表示させることも可能です。 | ユニフォームの費用はパートナーの負担とします。 |

# ９.契約条件など

# (１)主な契約条件（希望契約金額は、いずれも消費税及び地方消費税を含む）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 施　設　名 |  | 条　　　　　件 |
| Ａ | 大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ) | 希望契約金額 | 　年間２００万円以上 |
| 愛称使用期間 | 　５年間　(令和８年４月～令和１３年３月) |
| Ｂ | 大牟田文化会館 | 希望契約金額 | 年間２００万円以上　大ホール・小ホール・プラネタリウムへの愛称の追加も含みます |
| 愛称使用期間 | 　５年間　(令和８年４月～令和1３年３月) |
| Ｃ | 大牟田市動物園 | 希望契約金額 | 　年間２００万円以上 |
| 愛称使用期間 | 　５年間　(令和８年４月～令和１３年３月) |
| Ｄ | 大牟田市石炭産業科学館 | 希望契約金額 | 　年間１００万円以上 |
| 愛称使用期間 | 　５年間　(令和８年４月～令和１３年３月) |

# (２)その他の契約条件

|  |  |
| --- | --- |
| 条　　件 | 内　　　　　容 |
| 契約満了後の原状回復 | 　対象施設等に表示する愛称等の原状回復については、パートナーが行うこととします。 |
| 契約の解除 | 　原則として、契約期間中の解除はできませんが、社会経済情勢の影響などにより、対象施設の愛称の維持が困難となった場合は、双方から解除の申し入れをすることができます。　具体的には、パートナーの責めに帰すべき事由により、対象施設の愛称の維持が困難な場合や、ネーミングライツを行使することが法令上適当でないと市長が判断した場合には、当該ネーミングライツに関する契約を解除することができるものとします。　この場合において、当該契約解除に伴う原状回復に必要な経費については、パートナーが負担するものとし、原則として金銭等は、返還しません。また、契約解除に伴い、パートナーに損害が発生した場合であっても、市はその一切の責任を負いません。 |

#

# 10.申込方法

　対象施設ごとに定めています応募用紙等に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付(別途郵送可)して、申込先に持参、Ｅメールまたは郵送のいずれかの方法により提出してください。なお、複数施設応募の場合は、1部原本、そのほかはコピーの添付で構いません。

【必要添付書類】

　①印鑑証明書

　②登記事項証明書【商業登記簿謄本】

　③企業等概要及び直近３か年の決算報告（貸借対照表、損益計算書）

　④滞納がない証明

　⑤その他、市長が必要と認めるもの

　（証明書はいずれも発行後３か月以内のものに限る）

# 11.申込受付期間

# 　令和７年９月２２日(月)～令和７年１１月１４日(金)

# 　※持参の場合は、午前８時３０分から午後５時１５分迄。ただし土日祝日は除く。

# 　※郵送の場合の締め切りは、令和７年１１月１４日(金)必着とします。

# 　※応募に当たって必要な経費は、全額応募者の負担とし、提出書類等は、返却しません。

**12.現地説明会及び質問受付**

# (１)現地説明会

　対象施設の現地説明会を開催します。参加を希望する場合は、下記により申込みを行ってください。なお、申込みを行った者の名称等は公表しません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 施設名 |  | 内　　　　容 |
| Ｂ | 大牟田文化会館 | 開催日時 | 令和７年１０月８日(水)１３:３０～１４:３０(受付時間　１３：００～) |
| 開催場所 | 大牟田市不知火町2丁目10番地2大牟田文化会館１階　大ホール前 ｢圏民ロビー｣ |
| 受付期間 | 令和７年１０月　１日(水)～令和７年１０月　７日(火)　正午まで |
| 申込方法 | 別紙①｢現地説明会参加申込書｣に必要事項を記入の上、メールで提出してください。 |
| 申 込 先 | 大牟田市市民協働部生涯学習課E-mail：e-shogaigakushu01@city.omuta.fukuoka.jp |
| Ｄ | 大牟田市石炭産業科学館 | 開催日時 | 令和７年１０月９日(木)１３:３０～１４:３０(受付時間　１３：００～) |
| 開催場所 | 大牟田市岬町6番地23大牟田市石炭産業科学館 |
| 受付期間 | 令和７年１０月　１日(水)～令和７年１０月　８日(水)　正午まで |
| 申込方法 | 別紙①｢現地説明会参加申込書｣に必要事項を記入の上、メールで提出してください。 |
| 申 込 先 | 大牟田市産業経済部観光おもてなし課E-mail：e-kankoomotenashi01@city.omuta.fukuoka.jp |

　※大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ)及び大牟田市動物園については、現地説明会は実施しません。

　※現地説明会では質疑応答の時間は設けませんので、12-(2)に記載の手続により質問を行ってください。なお、応募に際しては、現地説明会への参加は必須ではありません。

　※現地説明会以外の日において、通常立ち入りが可能とされている場所の視察は各応募者において自由に行っていただいて構いませんが、その際は利用者の施設利用やその他施設運営に支障を来さないよう配慮をお願いします。

**(２)質問受付**

　本募集要項等に関する質問がある場合は、下記により質問書を提出してください。

　①受付期間　令和７年１０月１日(水)～令和７年１０月３１日(金)午後５時００分まで

　②提出は、別紙②｢大牟田市ネーミングライツパートナー質問書｣に必要事項を記入の上、メールで提出をお願いします。なお、持参、電話、ＦＡＸ、口頭等による質問は受付けません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施設名 | 提出先 |
| Ａ | 大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ) | 大牟田市市民協働部スポーツ推進室E-mail：e-sports01@city.omuta.fukuoka.jp |
| Ｂ | 大牟田文化会館 | 大牟田市市民協働部生涯学習課E-mail：e-shogaigakushu01@city.omuta.fukuoka.jp |
| Ｃ | 大牟田市動物園 | 大牟田市産業経済部観光おもてなし課E-mail：e-kankoomotenashi01@city.omuta.fukuoka.jp |
| Ｄ | 大牟田市石炭産業科学館 |

　③質問への回答は、随時、市のホームページで公表します。

**13.選考方法**

**(１)パートナーの決定**

　申込受付期間終了後、大牟田市広告審査委員会において、予め定められた選考基準に基づき総合的な審査を行い、優先交渉権者を選定します。応募者が１者のみの場合も、大牟田市広告審査委員会においてパートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉権者を選定します。

　※優先交渉権者･･･応募者のうち、パートナーとしての適格があり、かつ市も有利な条件で契約を締結することができるものとして他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をする者をいいます。

　その後、市と優先交渉権者との間で協議したうえで契約を締結します。

**(２)選考基準(評価項目と配点)**

　資格要件を満たしている全応募者を対象に、下記のとおり選考基準の評価項目と配点により評価、点数化し、総合点数が一番高い者を優先交渉者とします。また、次点以下の交渉順位も決定します。なお、選考基準の評価項目において、著しく低い評価点がある場合又は総合点数が６０点以下の場合は優先交渉権者を選定しない場合があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **評価項目** | **評価の観点** | **配点** |
| ネーミングライツ料 | 50点×提案額／最高額 | 50点 |
| 愛称 | ・市民にとって親しみやすいか、わかりやすいか・施設等の管理運営に支障が生じないか | 40点 |
| 経営の安定性 | ・経営は健全か | 10点 |
| 合　　　　　計 | 100点 |
| 【加算項目】 |  |  |
| 施設の魅力向上、地域貢献 | ・施設の魅力向上につながる内容か・地域貢献に資する内容か | 10点 |
| 市内事業拠点の有無 | ・市内に事業拠点があるか | 10点 |
| 合　　　　　計 | 20点 |

**14.選考結果の通知**

　令和７年１２月２６日（金）までに、すべての応募者に文書(メール)で通知します。また、市ホームページでも公表します。

**15.愛称の使用開始までの流れ**

|  |  |
| --- | --- |
| 手続きの流れ | スケジュール(予定) |
| ①お申込み | 令和７年９月２２日（月） ～令和７年１１月１４日（金） |
| ②書類審査 | 令和７年１１月～令和７年１２月 |
| ③広告審査委員会による審査 | 令和７年１２月～令和８年１月 |
| ④優先交渉権者の選定 |
| ⑤優先交渉権者との協議パートナーの決定及び契約締結 |
| ⑥愛称の周知期間 | 令和８年1月～３月 |
| ⑦愛称の使用開始 | 令和８年４月～ |

**16.****パートナーの公表及び愛称の周知**

　市は、パートナーが決定した後、パートナー名、施設の愛称、ネーミングライツ料等について公表するとともに、愛称を積極的に使用し、普及に努めていきます。

**17.申込み･問合せ先**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施設名 | 申込み･問合せ先 |
| Ａ | 大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ) | 　〒836-0872　大牟田市黄金町１丁目34番地　大牟田市市民協働部スポーツ推進室　 担当　田中　TEL：0944-53-1503　　FAX：0944-41-2210　E-mail：e-sports01@city.omuta.fukuoka.jp |
| Ｂ | 大牟田文化会館 | 〒836-0872　大牟田市黄金町１丁目34番地　大牟田市市民協働部生涯学習課　 担当　龍 ･ 岩下　TEL：0944-41-2864　　FAX：0944-41-2210E-mail：e-shogaigakushu01@city.omuta.fukuoka.jp |
| Ｃ | 大牟田市動物園 | 〒836-8666　大牟田市有明町2丁目3番地大牟田市産業経済部観光おもてなし課　 担当　福本TEL：0944-41-2750　　FAX：0944-41-2764E-mail：e-kankoomotenashi01@city.omuta.fukuoka.jp |
| Ｄ | 大牟田市石炭産業科学館 |

別紙Ａ－１[大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ)]

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　　日

　　大　牟　田　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　法人等名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名：　　　　　　　　　　　印

　別紙のとおり、大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ)へのネーミングライツについて応募します。

　　　　　　　　　　　　　(連絡先)

　　　　　　　　　　　　　　　応募者名：

　　　　　　　　　　　　　　　所在地：　〒　　　-

　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名：

　　　　　　　　　　　　　　　電話番号：

　　　　　　　　　　　　　　　E-メール：

別紙Ａ－２[大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ)]

**ネーミングライツ応募用紙**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 応募する者 | 名称：代表者名：所在地： |
| ２ | 応募の趣旨 |  |
| ３ | ネーミングライツを導入する施設等 | 名称：大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ) |
| ４ | 愛称案(英文表記含む) | ●施設の愛称 |
| ５ | 希望契約金額(年額) | 　　　　　　　　　　　　円（※消費税及び地方消費税を含む） |
| ６ | 希望するパートナーメリット(７の実施に必要なものも含む) |  |
| ７ | 施設の魅力向上や、地域貢献につながる提案(入らない場合には別紙にてご提出ください) | 提案名：概要： |
| ８ | その他 |  |

**※チェック項目（以下の書類を添付のうえ提出してください。）**

□印鑑証明書（発行後３か月以内のもの）

□登記事項証明書【商業登記簿謄本】

□企業等概要及び直近３か年の決算報告

□滞納がない証明

□その他、市長が必要と認めるもの

（証明書はいずれも発行後３か月以内のものに限る）

別紙Ｂ－１[大牟田文化会館]

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　　日

　　大　牟　田　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　法人等名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名：　　　　　　　　　　　印

　別紙のとおり、大牟田文化会館へのネーミングライツについて応募します。

　　　　　　　　　　　　　(連絡先)

　　　　　　　　　　　　　　　応募者名：

　　　　　　　　　　　　　　　所在地：　〒　　　-

　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名：

　　　　　　　　　　　　　　　電話番号：

　　　　　　　　　　　　　　　E-メール：

別紙Ｂ－２[大牟田文化会館]

**ネーミングライツ応募用紙**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 応募する者 | 名称：代表者名：所在地： |
| ２ | 応募の趣旨 |  |
| ３ | ネーミングライツを導入する施設等 | 名称：大牟田文化会館 |
| ４ | 愛称案(英文表記含む) | ●施設の愛称 |
| ●ホール･プラネタリウムの愛称(希望する場合)大ホール名愛称小ホール名愛称プラネタリウム名愛称 |
| ５ | 希望契約金額(年額) | 円（※消費税及び地方消費税を含む） |
| ６ | 希望するパートナーメリット(７の実施に必要なものも含む) |  |
| ７ | 施設の魅力向上や、地域貢献につながる提案(入らない場合には別紙にてご提出ください) | 提案名：概要： |
| ８ | その他 |  |

**※チェック項目（以下の書類を添付のうえ提出してください。）**

□印鑑証明書

□登記事項証明書【商業登記簿謄本】

□企業等概要及び直近３か年の決算報告

□滞納がない証明

□その他、市長が必要と認めるもの

（証明書はいずれも発行後３か月以内のものに限る）

別紙Ｃ－１[大牟田市動物園]

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　　日

　　大　牟　田　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　法人等名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名：　　　　　　　　　　　印

　別紙のとおり、大牟田市動物園へのネーミングライツについて応募します。

　　　　　　　　　　　　　(連絡先)

　　　　　　　　　　　　　　　応募者名：

　　　　　　　　　　　　　　　所在地：　〒　　　-

　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名：

　　　　　　　　　　　　　　　電話番号：

　　　　　　　　　　　　　　　E-メール：

別紙Ｃ－２[大牟田市動物園]

**ネーミングライツ応募用紙**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 応募する者 | 名称：代表者名：所在地： |
| ２ | 応募の趣旨 |  |
| ３ | ネーミングライツを導入する施設等 | 名称：大牟田市動物園 |
| ４ | 愛称案(英文表記含む) | ●施設の愛称 |
| ５ | 希望契約金額(年額) | 　　　　　　　　　　　　円（※消費税及び地方消費税を含む） |
| ６ | 希望するパートナーメリット(７の実施に必要なものも含む) |  |
| ７ | 施設の魅力向上や、地域貢献につながる提案(入らない場合には別紙にてご提出ください) | 提案名：概要： |
| ８ | その他 |  |

**※チェック項目（以下の書類を添付のうえ提出してください。）**

□印鑑証明書

□登記事項証明書【商業登記簿謄本】

□企業等概要及び直近３か年の決算報告

□滞納がない証明

□その他、市長が必要と認めるもの

（証明書はいずれも発行後３か月以内のものに限る）

別紙Ｄ－１[大牟田市石炭産業科学館]

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　　日

　　大　牟　田　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　法人等名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名：　　　　　　　　　　　印

　別紙のとおり、大牟田市石炭産業科学館へのネーミングライツについて応募します。

　　　　　　　　　　　　　(連絡先)

　　　　　　　　　　　　　　　応募者名：

　　　　　　　　　　　　　　　所在地：　〒　　　-

　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名：

　　　　　　　　　　　　　　　電話番号：

　　　　　　　　　　　　　　　E-メール：

別紙Ｄ－２[大牟田市石炭産業科学館]

**ネーミングライツ応募用紙**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 応募する者 | 名称：代表者名：所在地： |
| ２ | 応募の趣旨 |  |
| ３ | ネーミングライツを導入する施設等 | 名称：大牟田市石炭産業科学館 |
| ４ | 愛称案(英文表記含む) | ●施設の愛称 |
| ５ | 希望契約金額(年額) | 　　　　　　　　　　　　円（※消費税及び地方消費税を含む） |
| ６ | 希望するパートナーメリット(７の実施に必要なものも含む) |  |
| ７ | 施設の魅力向上や、地域貢献につながる提案(入らない場合には別紙にてご提出ください) | 提案名：概要： |
| ８ | その他 |  |

**※チェック項目（以下の書類を添付のうえ提出してください。）**

□印鑑証明書

□登記事項証明書【商業登記簿謄本】

□企業等概要及び直近３か年の決算報告

□滞納がない証明

□その他、市長が必要と認めるもの

（証明書はいずれも発行後３か月以内のものに限る）

別紙➀

**現地説明会参加申込書**

　希望施設ごとに提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 現説明会の希望施設希望する施設に〇を記入 |  | 大牟田文化会館 |
|  | 大牟田市石炭産業科学館 |
| ２ | 現地説明会参加を希望する者 | 名称：代表者名：所在地：参加予定の担当者の連絡先　担当者氏名： 　電話番号：　E-メール： |
| ３ | 参加を希望する人数 | 大牟田文化会館 | 　　　　　　名 |
| 大牟田市石炭産業科学館 | 　　　　　　名 |
| ４ | その他の特記事項 |  |

※本様式については、Microsoft Word形式にて提出して下さい。(本ファイルを利用して下さい)

別紙②

**大牟田市ネーミングライツパートナー質問書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 質問する者 | 名称：代表者名：所在地：担当者の連絡先　担当者氏名： 　電話番号：　E-メール： |
| ２ | 質問の対象施設等 | 名称： |
| ３ | 質　問　内　容　等 | ページ | (記入例：Ｐ８） |
| 項目 | (記入例：13(1)) |
| 具体的な内容 |  |
| ４ | その他、特記事項 |  |

※質問１件ごとに本様式１通を使用して下さい。(複数質問を提出する場合は、様式を追加して下さい。)

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても記載して下さい。

※文章はできるだけ簡潔なものとして下さい。

※本様式については、Microsoft Word形式にて提出して下さい。(本ファイルを利用して下さい)